

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	生活保護の決定及び実施等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山形県は、生活保護の決定及び実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山形県知事

公表日

令和6年12月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護の決定及び実施等に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に基づく保護の決定及び実施等に関する事務を行う。 【具体的な内容】 <ul style="list-style-type: none">・保護の実施に関する事務・保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務・職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務・保護の停止又は廃止に関する事務・資料の提供等の求めに関する事務・就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務・進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務・被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務・保護に要する費用の返還に関する事務・徴収金の徴収に関する事務・生活保護電算システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理※・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務※・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等※ ※山形県が委託元となる事務
③システムの名称	生活保護電算システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表の23の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条・山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第5の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: center;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表の23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42及び43の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44条及び45条 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171及び172の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第15条、第16条、第20条、第22条、第30条、第39条、第42条、第44条、第50条、第51条、第55条、第61条、第65条、第71条、第76条、第77条、第78条、第88条、第89条、第91条、第98条、第110条、第127条、第134条、第143条、第146条、第153条、第157条、第160条、第163条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条及び第174条 <p>【独自利用事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第9号 ・山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条1項 別表第1第5の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山形県健康福祉部地域福祉推進課
②所属長の役職名	地域福祉推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山形県行政情報センター(学事文書課) 住所: 〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号 電話: 023-630-3014
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山形県健康福祉部地域福祉推進課 住所: 〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号 電話: 023-630-2334
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には原則本人からのマイナンバー取得とし、やむを得ず住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。また、特定個人情報の取扱いについて、本事務では申請書に記載された個人番号及び本人情報を業務システムに登録する際に手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムへのアクセスが可能な職員は、生体認証システムによる認証によって制限しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、月に一度分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	課長 長岡 満夫	課長 鈴木 仁	事前	
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	課長 鈴木 仁	課長 遠藤 健悟	事前	
令和1年6月28日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	(所属長名から変更)	地域福祉推進課長	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	項目追加	事前	
令和2年9月3日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	—	・進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	事前	
令和2年9月3日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる連携		情報提供の根拠規定整理	事前	
令和2年9月3日	IIしきい値判断項目1. 対象人数	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事前	
令和2年9月3日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事前	
令和4年12月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	「具体的な内容」に以下の項目を追加 ・資料の提供等の求めに関する事務 ・被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務	事前	
令和4年12月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	—	「山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第5の項」の追加	事前	
令和4年12月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	以下の記載を追加 【独自利用事務】 ・番号法第19条第9号 ・山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条1項 別表第1第5の項	事前	
令和4年12月23日	IIしきい値判断項目1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	
令和4年12月23日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	—	「具体的な内容」に以下の項目を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護電算システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理※ ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務※ ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等※ ※山形県が委託元となる事務	事前	
令和5年4月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	—	以下の記載を追加 「レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等」	事前	
令和5年4月5日	IIしきい値判断項目1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事前	
令和5年4月5日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事前	
令和5年4月5日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事前	
令和6年9月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	・進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	・進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	・番号法第9条第1項 別表の23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠【情報照会】	【情報照会】 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 	【情報照会】 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表の23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42及び43の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44条及び45条 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠【情報提供】	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号二、同条第3号ロ、同条第4号二、第11条第1号二、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号又、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号チ、同条第8号又、第13条第2号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号又、同条第2号から第6号まで、第20条第4号から第8号まで、同条第10号ロ、同条第11号、第21条第1号ハ、同条第5号、同条第6号、同条第8号から第10号まで、第22条第2号から第6号まで、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第23条第1号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、同条第2号から第6号まで、第47条第1項第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ、同条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第15号イ、同条第16号イ、同条第17号イ、同条第18号イ、同条第19号イ、同条第20号イ、同条第21号イ、同条第22号イ、同条第23号イ、第52条、第53条第1号ホ、同条第2号二、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号へ、同条第7号ハ、同条第11号ホ、第59条の2の2第1号リ、同条第2号から第5号まで、同条第6号リ、同条第7号から第11号まで、第59条の3第1号イ及び同条第2号イ 	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171及び172の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第15条、第16条、第20条、第22条、第30条、第39条、第42条、第44条、第50条、第51条、第55条、第61条、第65条、第71条、第76条、第77条、第78条、第88条、第89条、第91条、第98条、第110条、第127条、第134条、第143条、第146条、第153条、第157条、第160条、第163条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条及び第174条 	事後	
令和6年12月20日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	項目追加	事前	
令和6年12月20日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目追加	事前	